

多賀工業会 水戸勝田支部会則

第1章 総 則

第1条 本会は、多賀工業会(茨城大学工学部同窓会)の支部組織で、多賀工業会水戸勝田支部と称す。本会の所在地は支部長宅とし、そこに事務局を置く。

第2条 本会は、母校の隆昌及び会員相互の親睦と発展に寄与することを目的とする。

第2章 事 業

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 会報の発行
- (2) 会報発送用名簿の管理
- (3) 会員相互の連絡並びに共励共助
- (4) 会員と母校との連絡
- (5) 同好会活動
- (6) その他、本会目的達成のため必要と認める事項

第3章 会 員

第4条 本会は次の会員で組織する。

- 正会員 多賀工業会の会員で、水戸・勝田及び近隣地区に在住、在勤している者、並びに多賀工業会会員の有志で常任幹事の推薦により支部長が承認した者。
なお、会員は住所を変更した場合速やかに幹事長宛に報告するものとする。
- 功勞会員 本会に特に顕著な功績を残した正会員で、常任幹事会の推薦により支部長が承認した者。

第4章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|---------|------|---------|------|-------|-----|
| 支部長 | 1名、 | 副支部長 | 若干名、 | 財務 | 若干名 |
| 幹事長 | 1名、 | 副幹事長 | 若干名、 | 常任幹事 | 若干名 |
| 監事 | 2名、 | 会報編集委員長 | 1名、 | 同副委員長 | 若干名 |
| 名簿管理委員長 | 1名、 | 同副委員長 | 若干名 | | |
| 同好会幹事 | 各1名、 | 同副幹事 | 若干名 | | |

第6条 本会に名誉支部長、顧問を置くことができ、常任幹事会に諮って支部長が委嘱する。

第7条 役員は、次の方法によって決定する。

常任幹事は会員の中から選出し、支部長が委嘱する。

支部長、副支部長、財務及び幹事長は常任幹事の互選により選出し、総会の承認を得て決定する。ただし、支部長については、当該任期中に事故により復帰が見込めない場合は、新支部長を常任幹事会で互選により選出し、決定することができる。

副幹事長は常任幹事の互選により選出し支部長が委嘱する。

監事は常任幹事会の推薦により支部長が委嘱する。

各委員長、副委員長、同好会幹事及び副幹事は、当該委員または会員の互選により選出する。

第 8 条 役員の職務は次の通りである。
支部長は本会を代表する。
副支部長は支部長の職務を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代理する。
財務は本会の会計を管理し運営に当たる。
幹事長は会務を執行する。
副幹事長は幹事長の職務を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。
常任幹事は会務の運営に当たる。
監事は会務及び会計を監査する。
会報編集委員長、名簿管理委員長は各担当業務を執行する。
会報編集副委員長、名簿管理副委員長は各委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
同好会幹事はその会を代表し自主的にその会務を執行する。
同好会副幹事は同好会幹事を補佐し、幹事に事故あるときはその職務を代理する。
名誉支部長及び顧問は支部長の諮問に応じる。

第 9 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
2 補欠により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

第 5 章 会 議

第 10 条 支部総会は、原則として年 1 回開催する。ただし必要に応じ、臨時総会を開くことができる。総会は支部長が招集する。
2 総会の議長は支部長が当たる。ただし、支部長の指名により他の役員がこれに当たることができる。

第 11 条 支部総会は、次の事項について審議し、出席者過半数の賛成を得たものを決議事項とする。
(1) 事業実績及び収支決算 (2) 年間事業計画及び収支予算 (3) 会則の改廃
(4) 役員の承認 (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第 12 条 常任幹事会は、正副支部長、正副幹事長、財務、常任幹事をもって構成し、次の事項について審議決定する。
(1) 支部総会に提出する議案
(2) その他必要と認める事項

第 13 条 常任幹事会は会務運営上必要と認めた場合、支部長が招集する。

第 14 条 三役会は、正副支部長、正副幹事長、財務で構成し、重要案件や緊急案件などの必要事項を審議する。

第 15 条 三役会は会務運営上必要と認めた場合、支部長が招集する。

第 6 章 会 計

第 16 条 本会の経費は、会員の年会費、寄付金及び本部補助金などをもってこれにあてる。

第 17 条 会費は、細則に定められた金額とし、会員はこれを年会費として納入する。

第 18 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第 7 章 付 則

第 19 条 本会則は、昭和 51 年 11 月 13 日から施行し改正を加えてきたが、再改正を行ない平成 6 年 10 月 22 日から施行する。

平成 9 年 11 月 22 日一部改訂。 平成 13 年 10 月 22 日一部改訂。

平成 16 年 7 月 10 日一部改訂。 平成 17 年 6 月 18 日一部改訂。

平成 20 年 6 月 15 日一部改訂。 平成 22 年 6 月 12 日一部改訂。

平成 26 年 6 月 15 日一部改訂。 平成 27 年 6 月 7 日一部改訂。

平成 30 年 6 月 17 日一部改訂。 令和元年年 6 月 16 日一部改訂。